

景品表示法における確約手続の解説

消費者庁表示対策課景品・表示調査官
弁護士

土田悠太 Yuta Tsuchida

I はじめに

令和5年の通常国会（第211回国会）において成立した不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号。以下「改正法」という。）が、一部の規定を除いて、令和6年10月1日から施行された¹。

改正法は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」といい、条番号は改正後のものを記載する。）における確約手続の導入及び課徴金制度の見直し等を主な内容とするものである（主な改正事項は次頁図1参照）²。

このうち確約手続は、改正法において制度の骨格が定められていたが、各種申請の方法・様式等は内閣府令に委任されるとともに、消費者庁における制度運用の詳細は運用基準で明らかにすることとされていた。

そこで、消費者庁では、改正法の施行に向け

て、令和6年2月16日から同年3月18日までにパブリック・コメントを実施する等の必要な手続を経た上で、①不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（令和6年内閣府令第55号）（以下「確約府令」という。）、②確約手続に関する運用基準（令和6年4月18日消費者庁長官決定）（以下「確約手続運用基準」という。）等の整備を行ったところである³。

本稿では、確約府令・確約手続運用基準の内容を踏まえ、法における確約手続の概要を解説する。

なお、本文中意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解である。

II 確約手続の概要

改正法では、事業者の自主的な取組を促進する観点から、確約手続が導入された（法第2章第6節）。確約手続とは、法4条の規定による制

1 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第191号）。なお、課徴金制度の見直しに係る規定については経過措置が定められている（改正法附則2条）。

2 改正法の詳細は、南雅晴=片岡克俊編著『逐条解説 令和5年改正景品表示法確約手続の導入など』（商事法務、2023年）、渡辺大祐「令和5年景品表示法改正法の概要」本誌76巻6号44頁以下を参照。

3 消費者庁では、上記①・②のほか、確約手続以外の改正事項等に関連するものとして、③不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第192号）の制定、④不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第54号）の制定、⑤事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成26年内閣府告示第276号）の改正、⑥不当景品類及び不当表示防止法8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（平成28年1月29日）の改定等を行っている。なお、③及び⑤は軽微な変更に限られるため、行政手続法（平成5年法律第88号）39条4項8号に基づきパブリック・コメントは実施していない。